

特定事業者排出量削減計画書（新規・変更）



住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 新大阪セントラルタワー7F			
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	東海旅客鉄道株式会社 関西支社長 工藤 純生			
特定事業者の主たる業種	運輸業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成 20年 4月 ～ 平成 23年 3月			
基本方針	他の輸送機関に比べて地球温暖化防止面で優れた鉄道の特性をさらに向上させるとともに、鉄道の魅力を一層向上させ、より多くのお客様にご利用いただくことでトータルとしての地球温暖化防止に貢献していく。			
推進体制	地球環境委員会、地球環境連絡会を軸とした全社体制			
	環境マネジメントシステム名称			
	適用範囲			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日			
	計画内容			
	年度	設備、対象、工程等		
19～23	新幹線車両	平成19年7月より営業運転を開始した省エネルギー性に優れたN700系を、23年度までに80編成を集中的に投入する。		
継続	太陽光発電システム	1997年より東海道新幹線京都駅ホームの屋根上に設置したパネル面積約800㎡、最大発電電力100kWの太陽光発電システムを引き続き活用する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）
	A 事業所等排出区分	8,312.1 t	8,312.1 t	0.0 %
	B 輸送車両排出区分	959,125.0 t	959,125.0 t	0.0 %
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	967,437.1 t	967,437.1 t	0.0 %
目標設定の考え方	公共交通機関の利用促進が求められる中、利便性の向上（列車の増発等）により排出量の増加の可能性もあるため、基準年実績数値を目標としました。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）
	事業所等	二酸化炭素換算 （延床面積）	0.391 t-CO2/㎡	0.391 t-CO2/㎡
	輸送車両	二酸化炭素換算 （車両キロ）	0.886 t-CO2/千km	0.886 t-CO2/千km
		二酸化炭素換算 （ ）		%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	用途区分に応じて、事業所等には延床面積を、輸送車両に対しては車両キロを指標としました。			
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分		目標年度（計画）	
			取組量等	
			（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）
	市内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）
		（熱供給量）	GJ	（削減量）
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）
家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	
削減量等合計			t	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	基本方針に則った活動が地球温暖化対策に資する社会貢献活動につながると考え、これまで通り、鉄道の優れた特性をさらに向上させるとともに、鉄道の魅力を一層向上させ、より多くのお客様に選択・ご利用いただくことを目指す。また、平成19年2月に開始したEco出張の浸透に向けた取り組みを推進する。			
特記事項	全社としましては、自主行動目標の中で、列車運行にかかるエネルギー消費原単位の改善目標を設定しています。（2010年度までに1995年比で15%改善） ※端数処理を行いません。			

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。

6 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。